

県民意見の募集について

計画等の案の名称	第12次静岡県交通安全計画
意見募集の趣旨	<p>第12次静岡県交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、国の作成する交通安全基本計画に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間に講ずべき、静岡県の区域における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めます。</p> <p>人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、計画に基づいて対策を推進することとします。</p> <p>県民の皆様の御意見を適切に反映し、より実行性の高い計画とするため、この計画案について、県民の皆様から広く御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和8年3月26日（木）から令和8年4月20日（月）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送（締切日当日消印有効）、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書（様式自由）を提出してください。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6階） 静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課交通安全班</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-5516</p> <p>3 電子メールの場合 kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県暮らし・環境部県民生活局暮らし交通安全課交通安全班 電話番号 054-221-2549</p>
備考	<p>いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので御了承ください。</p> <p>電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p> <p>パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。</p>